

介護保険係からのお知らせ

○介護保険負担割合証が交付されます

平成27年8月から、一定以上の所得がある人は、介護保険サービスの利用者負担割合が「2割」に変更されます。これにあわせて、要支援・要介護認定を受けられている方**全員**に負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。介護保険サービスを利用するときに保険証と一緒に提示してください。

2割負担に該当するのは

- ・本人の合計所得金額が、160万円以上 かつ
 - ・同一世帯内の第1号被保険者※1の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方
- ※1 第1号被保険者とは65歳以上の方のことです。

所得が変わり、一定以上所得者になった場合などには、その都度介護保険負担割合証が差し替えられます。

○特別養護老人ホーム(特養)の多床室の部屋代が変わります

平成27年8月から、特別養護老人ホームの多床室の居住費基準額が、1日あたり**840円**に変更されます。特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイを利用する人のうち、多床室(相部屋)に入所されている方が対象です。

※負担限度額認定を受けられている方については「370円」で変更はありません。

※変更があるのは**特養のみ**で、**老人保健施設等**についてはこれまで通り370円です。

利用者負担段階	食費	居住費					
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・療養)	多床室(特養)	多床室(老健・療養)
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第3段階	650円	1310円	1310円	820円	1310円	370円	370円
基準費用額	1380円	1970円	1640円	1150円	1640円	840円	370円

○鏡野町の介護保険料について

- ・鏡野町の介護保険料は、平成27年度より基準額が月額4,200円から月額6,400円になりました。基準額の値上がりの内訳はおおむね次のとおりです。

6,400円			
今までの保険料 (4,200円)	介護サービス費等の 増加見込み分 (1,068円)	借入金返済分 (704円)	負担割合の 増加分※2 (428円)

- ※2 全国的に平成27年度から、40歳から64歳までの方が支える介護保険の財源の割合が1%引き下げられ、65歳以上の方の負担部分に上乗せされました。

- ・前年度から継続して特別徴収(年金からの天引き)で保険料を納めている人の今年度の保険料は次のように計算されます。

例：第5段階(基準額 月額6,400円 年額76,800円)

仮徴収:前年度2月分の保険料額をそのまま納めます※3				本徴収:算定した保険料の仮徴収分を除いた額を納めます		
年金月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
介護保険料	8,400円	8,400円	21,600円	12,800円	12,800円	12,800円

- ※3 4月・6月分は前年度2月と同じ保険料額を納め、8月に4月・6月分の調整を行います。このため8月分の保険料が高額になっています。

平成27年度～28年度の介護保険料

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	(基準額) 第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
保険料年額	34,560	57,600	57,600	69,120	76,800	92,160	99,840	115,200	130,560
保険料月額	2,880	4,800	4,800	5,760	6,400	7,680	8,320	9,600	10,880

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話(0868)54-2986